

平成 17 年度振動規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成 18 年 12 月 26 日（火）
 環境省水・大気環境局大気生活環境室
 （直通 03-5521-8299）
 （代表 03-3581-3351）
 室長 内藤 克彦 （内線 6540）
 補佐 藤本 正典 （内線 6543）
 担当 田中 , 村橋 , 迫越（内線 6546）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 17 年度における振動苦情の状況及び振動規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（ 1 ）振動苦情の状況

振動苦情の件数は、平成 17 年度は 3,599 件（前年度 3,289 件）で、前年度に比べ 310 件（約 9.4%）増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると、建設作業が最も多く 2,184 件（全体の約 60.7%）、工場・事業場が 782 件（約 21.7%）、道路交通が 316 件（約 8.8%）等であった。

前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 252 件、工場・事業場に係る苦情が 13 件、道路交通に係る苦情が 12 件増加した。

（ 2 ）振動規制法の施行状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 17 年度末現在、全国の市区町村の約 67.5%に当たる 1,244 市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は平成 17 年度末現在で全国 122,460 件（前年度 121,204 件）であった。特定工場等に対する法に基づく立入検査は 158 件（前年度 176 件）行われた。この他、行政指導が 195 件（前年度 209 件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は 32,680 件（前年度 31,064 件）であった。特定建設作業に対して法に基づく立入検査は 542 件（前年度 510 件）行われた。この他、行政指導が 719 件（前年度 671 件）行われた。

1．目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、振動に係る苦情の状況、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2．調査結果

（ 1 ）地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成 17 年度末現在 1,244 市区町村で、全国の市区町村数の約 67.5%に相当する。（表 1）

表1 地域指定の状況（平成17年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	777	23	846	198	1,844
振動規制法 地域指定	739	23	446	36	1,244
割合（％）	95.1%	100.0%	52.7%	18.2%	67.5%

（2）振動苦情の状況

苦情件数の推移

平成17年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は3,599件であった。これは、平成16年度（3,289件）と比べて310件、約9.4%の増加となる。（図1）

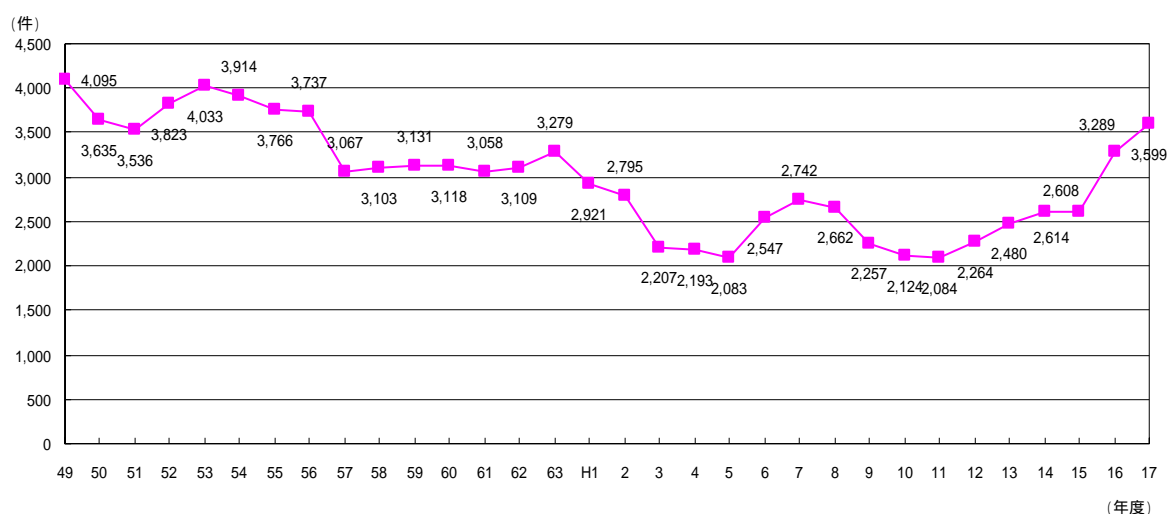


図1 振動苦情件数の推移

都道府県別の苦情件数

苦情件数を都道府県別に見ると、東京都の899件が最も多く、次いで大阪府が386件、神奈川県が378件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の約62.6%に達するなど、大都市を有する地区における苦情が大きな割合を占めた。（表2，表3）

発生源別の苦情件数

苦情件数を発生源別に見ると、建設作業が2,184件（約60.7%）で最も多く、次いで工場・事業場782件（約21.7%）、道路交通316件（約8.8%）、鉄道78件（約2.2%）の順となっている。（図2，図3）

また、平成16年度と比較すると建設作業に係る苦情が252件、工場・事業場に係る苦情が13件、道路交通に係る苦情が12件増加した。

表2 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	899	1	東京都	71
2	大阪府	386	2	大阪府	44
3	神奈川県	378	3	神奈川県	43
4	埼玉県	299	4	埼玉県	42
5	愛知県	290	5	愛知県	40
	全国	3,599		全国平均	28

人口は平成17年10月1日現在の総務省統計局「平成17年度国勢調査結果」による

表3 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H16	H17	増減	都道府県	H16	H17	増減
北海道	71	100	29	滋賀県	20	18	2
青森県	15	19	4	京都府	38	37	1
岩手県	15	17	2	大阪府	300	386	86
宮城県	27	36	9	兵庫県	143	133	10
秋田県	15	5	10	奈良県	19	17	2
山形県	15	23	8	和歌山県	12	9	3
福島県	19	20	1	鳥取県	9	8	1
茨城県	36	37	1	島根県	7	5	2
栃木県	25	31	6	岡山県	37	44	7
群馬県	30	52	22	広島県	37	38	1
埼玉県	285	299	14	山口県	12	17	5
千葉県	193	194	1	徳島県	8	12	4
東京都	830	899	69	香川県	10	7	3
神奈川県	335	378	43	愛媛県	18	17	1
新潟県	73	71	2	高知県	1	4	3
富山県	10	8	2	福岡県	80	104	24
石川県	15	11	4	佐賀県	9	19	10
福井県	16	14	2	長崎県	4	12	8
山梨県	9	6	3	熊本県	8	11	3
長野県	18	33	15	大分県	12	15	3
岐阜県	34	29	5	宮崎県	11	15	4
静岡県	48	40	8	鹿児島県	30	22	8
愛知県	298	290	8	沖縄県	7	9	2
三重県	25	28	3	合計	3,289	3,599	310

は減を示す

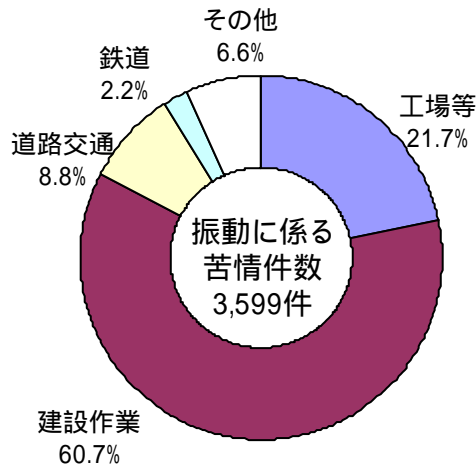


図2 振動に係る苦情の内訳

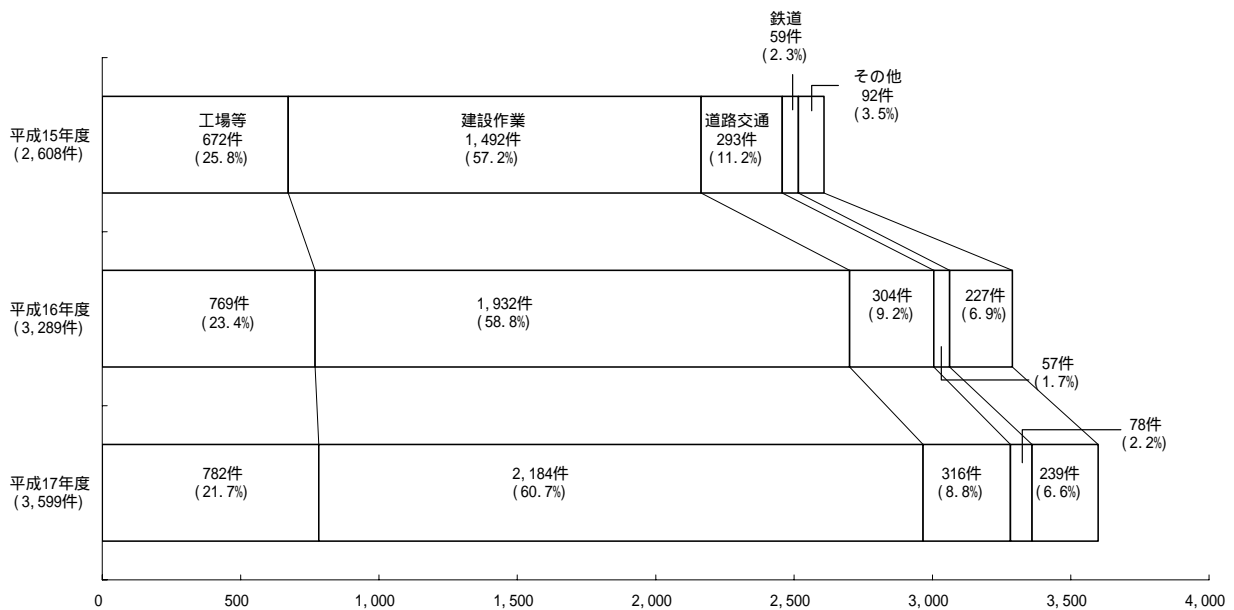


図3 過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 782 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 27.0% の 211 件であった。また、建設作業に対する苦情総数 2,184 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 36.3% の 792 件となっている。(表4)

表4 規制対象・非対象別苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源の種類	年度	工場・事業場				計	建設作業				計
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外		
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成16年度	件数	214	19	447	89	769	723	23	1,137	49	1,932
	%	27.8%	2.5%	58.1%	11.6%	100.0%	37.4%	1.2%	58.9%	2.5%	100.0%
平成17年度	件数	211	18	453	100	782	792	23	1,303	66	2,184
	%	27.0%	2.3%	57.9%	12.8%	100.0%	36.3%	1.1%	59.7%	3.0%	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。

(3) 規制の状況

(3)-1 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成17年度末現在122,460件(平成16年度121,204件)で、前年度より1,256件増加している。(表5)

また、特定施設の総数は841,165件(同849,823件)となっている。

特定工場等の内訳を見ると、金属加工機械を設置しているものが約33.2%と最も多く、次いで、圧縮機を設置しているものが約29.3%、織機を設置しているものが約15.9%の順となっている。

特定施設の内訳を見ると、金属加工機械が約32.8%、織機が約31.5%とそれぞれ全体の約3分の1を占め、次いで圧縮機が約20.2%の順となっている。(表6)

表5 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特定工場等総数	121,947	121,204	122,460
対前年度	1,031	743	1,256
(増加率)	0.85%	0.61%	1.04%
特定建設作業件数	30,317	31,064	32,680
対前年度	2,178	747	1,616
(増加率)	7.74%	2.47%	5.20%

は減を示す

表6 法に基づく届出件数(平成17年度末現在)

表6-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	40,698	33.2%
圧縮機	35,855	29.3%
土石用破砕機等	3,792	3.1%
織機	19,499	15.9%
コンクリートブロック等	863	0.7%
木材加工機械	2,492	2.0%
印刷機械	10,736	8.8%
ロール機	728	0.6%
合成樹脂用射出成形機	6,920	5.7%
鋳造型機	877	0.7%
計	122,460	100.0%

表6-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	275,787	32.8%
圧縮機	169,757	20.2%
土石用破砕機等	19,286	2.3%
織機	265,111	31.5%
コンクリートブロック等	2,887	0.3%
木材加工機械	4,621	0.6%
印刷機械	37,948	4.5%
ロール機	3,709	0.4%
合成樹脂用射出成形機	56,212	6.7%
鋳造型機	5,847	0.7%
計	841,165	100.0%

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情211件(平成16年度214件)に対して、平成17年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収34件(同38件)、立入検査158件(同176件)、振動の測定77件(同99件)であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは19件(同34件)であり、改善勧告は1件(同0件)行われ、改善命令は行われなかった(同0件)。

また、振動防止に関する行政指導が195件(同209件)行われた。(表7)

表 7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

苦 情		211
行政措置等	報告の徴収	34
	立入検査	158
	測定	77
	うち基準超	19
	改善勧告	1
	改善命令	0
行政指導		195

(3)-2 特定建設作業に対する規制の状況

特定建設作業の実施届出件数

平成 17 年度中の特定建設作業実施届出件数は 32,680 件（平成 16 年度 31,064 件）であり，その内訳を見ると，ブレーカーを使用する作業 24,570 件（同 22,704 件），くい打機等を使用する作業が 7,133 件（同 7,048 件）の順となっており，これらが多くを占めている。（表 5，表 8）

表 8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成16年度	平成17年度	
くい打機を使用する作業	7,048	7,133	21.8%
鋼球を使用して破壊する作業	223	60	0.2%
舗装版破碎機を使用する作業	1,089	917	2.8%
ブレーカーを使用する作業	22,704	24,570	75.2%
計	31,064	32,680	100.0%

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 792 件（平成 16 年度 723 件）に対して，平成 17 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は，報告の徴収 120 件（同 72 件），立入検査 542 件（同 510 件），振動の測定 179 件（同 141 件）であった。振動測定の結果，基準を超えていたものは 10 件（同 7 件）であった。なお、改善勧告、改善命令は前年度同様行われていない（同 0 件）。

なお，振動防止に関する行政指導が 719 件（同 671 件）行われた。（表 9）

表 9 指定地域内の特定建設作業振動に係る苦情件数及び措置等の状況

苦 情 件 数	792	行政措置等	
くい打機を使用する作業	120	報告の徴収	120
鋼球を使用して破壊する作業	1	立入検査	542
舗装版破碎機を使用する作業	26	測定	179
ブレーカーを使用する作業	645	うち基準超	10
		改善勧告	0
		改善命令	0
		行政指導	719

(4) 道路交通振動に対する措置の状況

指定地域内の道路交通振動の苦情 288 件（平成 16 年度 277 件）に対して，振動の測定は 130 件（同 109 件）行われており，要請限度を超えていたものは 2 件（同 1 件）であった。また，道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は前年度同様行われていない（同 0 件）。

なお，これらの振動規制法に基づく措置のほか，道路管理者に対する協力依頼等の措置が 156 件（同 178 件），都道府県公安委員会に対する同様の措置が 25 件（同 17 件）行われた。（表 10）

表 10 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

苦 情		288
行政 措 置 等	測 定	130
	うち要請限度超	2
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ要請	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	25
	要請以外の道路管理者への措置依頼	156

3. 考察

振動に係る苦情の件数は前年度より増加しており、平成 11 年度以降の増加傾向が続いている。また、平成 17 年度の振動苦情件数が依然として都市圏に集中している。

特定建設作業である「くい打機等を使用する作業」、「ブレーカーを使用する作業」の届出が顕著に増加しており、都市圏における解体・建設作業の増加が苦情増加の原因と推察される。

今後，人口が密集している地域における建設作業のより一層の振動低減を誘導する施策の在り方について検討する必要がある。